

株 主 の 皆 様 へ

東京都港区新橋二丁目2番9号
ケネディクス株式会社
代表取締役社長 宮島大祐

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面の郵送又はインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成26年3月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権の行使に際しましては20頁～21頁記載の「インターネット等による議決権行使に当たってのお願い」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたしません。

【代理人による議決権行使の場合】

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月26日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB 7
（昨年までと開催場所が異なります。）
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お越してください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第19期（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 定款一部変更の件（本店所在地の変更）
第2号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金処分
の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 監査役補欠者1名選任の件

<株主提案（第6号議案から第8号議案まで）>

- 第6号議案 定款一部変更の件（新会社法下におけるMBO時の取締役の責任）
第7号議案 定款変更の件（外国人差別の禁止）
第8号議案 定款一部変更の件（白票を会社側提案については賛成、株主提案
については反対とすることの禁止）

以上

-
- (1) 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kenedix.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - (2) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - (3) ご出席に当たり資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちください
ますようお願い申し上げます。
 - (4) 株主総会当日は、会場施設入口から、株主受付までの混雑が予想され
ます。お早目のご来場をお願い申し上げます。

- (5) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の①及び②の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kenedix.com/>) に掲載しております。
- ①連結計算書類のうち連結注記表（第19期）
 - ②計算書類のうち個別注記表（第19期）
- なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件（本店所在地の変更）

1. 提案の理由

業務の効率化を図ることを目的として、本店を移転することに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都港区から東京都中央区に変更するものであります。

2. 変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。

第2号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の目的

今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保し、早期配当再開を可能とするため、資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損填補を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の要領

(1) 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金11,714,250,268円を減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

①減少する資本準備金の額

資本準備金40,496,497,868円のうち、11,714,250,268円

なお、減少後の資本準備金の額は28,782,247,600円となります。

②資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成26年3月27日

(2) 剰余金処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、上記(1)による振り替え後のその他資本剰余金11,714,250,268円のうち、その全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 11,714,250,268円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 11,714,250,268円

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社グループの組織再編及び事業規模の拡大に伴い、一層の経営管理体制の強化を図るため、2名を増員し取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
1	<p style="text-align: center;">かわしま あつし 川島 敦 (昭和34年1月4日生)</p> <p>【取締役会出席率100%】 (事業年度中開催数29回 ・出席回数29回)</p>	<p>平成10年6月 当社入社 平成13年3月 当社取締役(副社長) 平成15年1月 当社取締役兼執行役員 (不動産投資アドバイザー 一部長) 平成15年3月 当社執行役員COO(不動産 投資アドバイザー一 部長) 平成16年8月 当社執行役員COO 平成17年3月 当社取締役COO兼執行役 員 平成19年1月 当社取締役COO 平成19年3月 当社代表取締役社長 平成22年5月 株式会社マックスリア ルティール取締役 平成25年3月 当社代表取締役会長 (現任) 平成25年10月 株式会社スペースデザ イン代表取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社スペースデザイン代表取締役</p>	270,600株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
2	<p style="text-align: center;">みや じま たい すけ 宮 島 大 祐 (昭和37年4月17日生)</p> <p>【取締役会出席率100%】 (事業年度中開催数29回 ・出席回数29回)</p>	<p>平成10年4月 当社入社</p> <p>平成16年1月 ケイダブリュー・リート・マネジメント株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 出向 代表取締役</p> <p>平成17年4月 同社代表取締役 (転籍)</p> <p>平成17年5月 ケネディクス不動産投資法人 (現ケネディクスオフィス投資法人) 執行役員</p> <p>平成24年2月 当社顧問</p> <p>平成24年2月 ケネディクス・オフィス・パートナーズ株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 取締役</p> <p>平成24年3月 ケネディクス・アセット・マネジメント株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 取締役</p> <p>平成24年3月 当社取締役 (アセット・マネジメント事業管掌)</p> <p>平成25年3月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p>平成25年3月 ケネディクス・アセット・マネジメント株式会社 (現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 代表取締役</p> <p>[重要な兼職の状況] 該当なし</p>	85,800株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
3	<p style="text-align: center;">よし かわ たい じ 吉川 泰司</p> <p>(昭和27年11月2日生) 【取締役会出席率 93%】 (事業年度中開催数29回 ・出席回数27回)</p>	<p>平成10年2月 当社入社 平成13年10月 当社管理本部長 平成15年1月 当社執行役員CFO 平成15年3月 当社取締役兼執行役員CFO 平成19年1月 当社取締役CFO 平成21年3月 当社取締役(経営企画部、リサーチ戦略部管掌) 平成22年2月 当社取締役経営企画部長 平成22年9月 当社取締役(経営企画部、総務・人事部管掌) 平成23年10月 当社取締役(経営企画部、総務・人事部、財務・経理部、業務統括部管掌) 平成24年2月 当社取締役(総務・人事部、財務・経理部、業務統括部管掌)(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社シー・アンド・ケー 代表取締役</p>	68,600株	なし
4	<p>【新任】</p> <p style="text-align: center;">いけ だ そう し 池田 総司</p> <p>(昭和42年9月29日生)</p>	<p>平成15年6月 当社入社 平成16年6月 ケイダブリュー・リート・マネジメント株式会社(現ケネディクス不動産投資顧問株式会社)出向 平成16年10月 同社取締役投資運用部長 平成19年6月 当社投資事業部シニアマネジャー 平成20年4月 当社執行役員投資事業部長 平成22年1月 当社執行役員戦略投資部長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 該当なし</p>	なし	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
5	<p>【新任】</p> <p>たじま まさ ひこ 田島正彦 (昭和40年7月18日生)</p>	<p>平成17年5月 当社入社 ケネディクス・リート・マネジメント株式会社(現ケネディクス不動産投資顧問株式会社) 出向 財務企画部長</p> <p>平成19年6月 同社取締役財務企画部長</p> <p>平成24年2月 当社執行役員経営企画部長(現任)</p> <p>平成25年10月 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] ケネディクス不動産投資顧問株式会社 取締役</p>	なし	なし
6	<p>しお ざわ しゅう へい 塩澤修平 (昭和30年9月19日生)</p> <p>【社外取締役候補者】</p> <p>【取締役会出席率97%】 (事業年度中開催数29回・出席回数28回)</p>	<p>昭和61年11月 ミネソタ大学Ph.D.(経済学博士)取得</p> <p>昭和62年4月 慶應義塾大学経済学部 助教授</p> <p>平成6年4月 慶應義塾大学経済学部 教授(現任)</p> <p>平成13年1月 内閣府国際経済担当参事官</p> <p>平成17年10月 慶應義塾大学経済学部 長</p> <p>平成20年4月 公認会計士試験委員</p> <p>平成24年3月 当社取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 慶應義塾大学経済学部教授</p>	なし	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	会社との 特別の 利害関係
7	<p style="text-align: center;">いち かほ やす お 市 川 康 生</p> <p>(昭和23年7月15日生)</p> <p>【社外取締役候補者】</p> <p>【取締役会出席率100%】 (任期中開催数23回 ・出席回数23回)</p>	<p>昭和46年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行</p> <p>平成12年5月 同行執行役員東京第一 法人営業本部長兼神奈 川法人営業本部長</p> <p>平成13年3月 同行退任</p> <p>平成13年4月 住友不動産販売株式会 社顧問</p> <p>平成13年6月 同社常務取締役</p> <p>平成16年6月 同社専務取締役</p> <p>平成17年6月 同社退任</p> <p>平成17年6月 株式会社熊谷組専務執 行役員</p> <p>平成23年4月 同社執行役員副社長</p> <p>平成23年6月 同社取締役副社長</p> <p>平成25年3月 当社取締役（現任）</p> <p>平成25年6月 株式会社熊谷組取締役 副社長退任</p> <p>[重要な兼職の状況] 該当なし</p>	5,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
8	<p>【新任】</p> <p>関口 康<small>せきぐち こう</small> (昭和23年5月4日生)</p> <p>【社外取締役候補者】</p>	<p>昭和48年4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>平成2年5月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社</p> <p>平成8年1月 ジョンソン・エンド・ジョンソンメディカル株式会社(現ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社メディカルカンパニー) ステラッド事業部長</p> <p>平成10年11月 ヤンセン協和株式会社(現ヤンセンファーマ株式会社) 代表取締役社長</p> <p>平成21年7月 同社代表取締役会長</p> <p>平成21年10月 同社最高顧問</p> <p>平成22年8月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授(現任)</p> <p>平成24年1月 一般社団法人ディー・アイ・エー・ジャパン代表理事(現任)</p> <p>平成24年4月 株式会社日本医療事務センター(現株式会社ソラスト) 取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 一般社団法人ディー・アイ・エー・ジャパン代表理事 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授 株式会社ソラスト取締役</p>	なし	なし

(注) 当社は塩澤修平氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。塩澤修平氏及び関口康氏の両名が原案通り選任された場合、塩澤修平氏は引き続き独立役員となり、関口康氏は新たに独立役員となる予定です。

「社外取締役候補者とした理由及び社外取締役との責任限定契約について」

(1) 社外取締役候補者とした理由について

当社は社外取締役の構成において、多様な立場から様々な意見をいただくことで、企業価値がさらに高まるという考え方を持っております。

そのために新任の社外取締役候補者の選定においては、様々なバックグラウンドを持つ候補者リストの中から、独立性や各種の業界における実務経験等を考慮し、適任と思われる人物にアプローチし、決定するというプロセスをとっております。

塩澤修平氏につきましては、経済学部教授としての豊富な知識と経験に基づき、独立した立場から、株主を重視した企業経営のありかたについて、引き続き取締役を監督する観点での助言、提言を行っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

市川康生氏につきましては、金融、建設・不動産業界における豊富な実務経験と経営者としての見識を当社の経営に活かしていただき、さらに株主価値を高める助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

関口康氏につきましては、グローバル企業での豊富な経営経験と、大学院教授としての専門的な知識に基づき、当社株主の利益を保護する観点から取締役の業務執行を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役との間で社外取締役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる旨を定める責任限定契約を締結しております。塩澤修平氏、市川康生氏及び関口康氏が、原案通り選任された場合、塩澤修平氏及び市川康生氏との現在の契約は引き続き効力を有し、また、関口康氏とは新たに契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は次の通りであります。

- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役林仁治氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
<p>【新任】</p> <p>う え だ て つ お 植 田 哲 夫 (昭和30年7月10日生)</p>	<p>昭和54年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成16年2月 同行広島支店長 平成18年6月 同行上野支店長 平成20年4月 ケネディクス・アドバイザーズ株式会社（現ケネディクス不動産投資顧問株式会社）業務管理部長 同社総務部長兼コンプライアンスオフィサー 平成22年3月 当社総務・人事部長兼同社総務部長 平成25年10月 当社総務・人事部長 平成25年12月 当社総務・人事部部付部長（現任）</p>	なし	なし

第5号議案 監査役補欠者1名選任の件

当社は監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者1名を選任いたしております。本総会の開催をもって現任の監査役補欠者選任の効力が失効いたしますので、監査役補欠者として選任をお願いするものであります。

また、監査役補欠者選任の効力は、当社定款第31条の定めに従い、選任後最初に到来する定時株主総会が開催される時までの間といたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役補欠候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
さ ぬき よう こ 佐 貴 葉 子 (昭和24年4月3日生)	昭和56年4月 弁護士登録 米津合同法律事務所 平成13年11月 NS総合法律事務所開設 平成15年6月 株式会社クラヤ三星堂 (現株式会社メディパル ホールディングス)社外 監査役 平成19年6月 明治乳業株式会社社外監 査役 平成21年4月 明治ホールディングス株 式会社社外取締役(現任) 平成23年6月 株式会社りそな銀行社外 取締役 平成24年6月 株式会社りそなホールデ イングス社外取締役(現 任) 平成25年3月 当社監査役補欠者(現 任) [重要な兼職の状況] NS総合法律事務所所長 明治ホールディングス株式会社社外取締 役 株式会社りそなホールディングス社外取締 役	なし	なし

(注) 佐貴葉子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

「補欠の社外監査役候補者とした理由及び社外監査役就任の際の責任限定契約について」

(1) 補欠の社外監査役候補者とした理由について

佐貫葉子氏につきましては、弁護士としての専門的な法務知識と企業経営における豊富な実務経験に基づく監査が期待できることから、監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役との間で社外監査役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる旨を定める責任限定契約を締結しております。佐貫葉子氏が、原案通り選任され、その後、監査役の員数を欠くことになった場合、同氏が社外監査役に就任し、当社と責任限定契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は次の通りであります。

- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

<株主提案（第6号議案から第8号議案まで）>

第6号議案から第8号議案までの各議案は、株主（1名、保有議決権数は390個（議決権総数の0.01%））からのご提案によるものです。

各議案の提案の内容及び提案の理由は、原文のまま、提案された順に記載しております。

第6号議案 定款一部変更の件（新会社法下におけるMBO時の取締役の責任）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「取締役は、支配株主から新会社法（第185回閣法22号「会社法の一部を改正する法律案」に基づく改正会社法をいう）第179条の3第1項に基づく株式等売渡請求の承認を求められた場合には、株式等売渡代金の供託を求めるものとする。

②取締役は、新会社法第179条の6に基づく株式等売渡請求の撤回を承認してはならない。

③本条は、新会社法施行の日から効力を有する。」

2. 提案の理由

当社株式は、かつて4千円をつけた一方、時価は5百円程度と低迷しており、経営者はMBOにより株主から株式を強制収用することで、利益を受けることが可能である。

これに対して株主は価格決定の申立てができるが、新会社法第179条の6は、売渡請求の撤回を認めている。しかし、株主が苦勞して弁護士を探し、着手金を支払って価格決定の申立てをしたところで、撤回されると、着手金が無駄になってしまう。また、このような不利益により、強圧的效果が生じる可能性がある。よって、株式等売渡請求の撤回は認めるべきではない。

一方、赤城水産では、公開買付者が無資力となって取得代金を支払えなくなり、株主が多大な損失を蒙った。このような事態を避けるため、売渡代金の供託を求めるべきである。なお、支配株主が無資力となった場合は撤回を認めるべきとの見解もあるが、供託があれば支払いに問題はなく、このような場合も撤回は不要である。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社では、常に株主の皆様を大変重要なステークホルダーと捉えており、経営判断において株主利益の保護・最大化を最重要課題と認識しております。

一方で、新会社法（第185回閣法22号「会社法の一部を改正する法律案」に基づく改正会社法をいう）につきましては、本意見に係る取締役会決議時点で、未だ国会において成立しておらず、公布・施行もされておられません。

法令が施行されておらず、未創設の特別支配株主の株式等売渡請求制度に関して、あらかじめ定款に定めをおくことは適切ではないと考えます。

したがって、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第7号議案 定款変更の件（外国人差別の禁止）

1 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「当社の役員、従業員、株主は、外国人投資家を「ハゲタカ」と称するなどして差別してはならない。」

2 提案の理由

わが国には、外国人投資家に対する根強い偏見があり、「ハゲタカ」などのヘイトスピーチが広く行われている。これは、正義と公平の観念に反するだけでなく、我が国のガバナンスに深刻な影響を及ぼしている。

西武HDでは、株主がハワイ事業の累積損失を何度、質問しても回答しなかったが、平成25年6月の株主総会で、外国人投資家が質問することで、回答を引き出すことに成功している。このように、外国人投資家の存在がガバナンスを高めているのは事実であり、これを差別することは、ガバナンスを低下させる。

また、我が国の市場における取引の半分は外国人投資家によるものであり、これを差別することは、株価の低迷等をもたらすものである。株主提案者は「ハゲタカ」という言葉に象徴される外国人投資家への差別が我が国から一掃されれば、外国人投資家が安心して投資できるようになり、日経平均は少なくとも千円は上昇すると考えている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社は、国内外を問わず、全てのステークホルダーと良好な関係の構築を目指しており、また、業務を通じて、設立以来一貫して、海外の投資家の皆様とも共同して多くの中核的事業を営んできております。

したがって、定款に本議案のような規定をあらためて設ける必要はないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件（白票を会社側提案については賛成、株主提案については反対とすることの禁止）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「株主総会の議決権行使書面において賛成とも反対とも記載されていない白票については、会社側提案と株主提案で不公平な取り扱いをしてはならない。」

2. 提案の理由

当社の株主総会において、賛成とも反対とも記載されていない議決権行使書面に関しては、株主提案について反対、会社提案について賛成とする取り扱いが行われており、決議方法として不公正である。

例えば取締役選任議案に関し、会社提案に○をつけずに、株主提案に賛に○をつけている場合には、会社提案に何も印をつけない事が会社提案に対する賛成として扱われ、会社提案と株主提案にともに賛成をしているということで、両議案に関して棄権扱いにされ、極めて不合理である。株主の本来の意図とは異なる取り扱いを避ける為にも、賛否どちらにも○がつけられていない議決権行使書面に関しては、会社提案、株主提案を問わず、その議案に関しては棄権扱いとする事が正当であろうと考えられる。なお昨年のHOYA株主総会での同内容の議案については、議決権行使助言会社ISSの賛成推奨のほか、前日までの議決権行使書ベースで41.89%の支持を集めている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

議決権行使書に賛否の意思表示がない場合に、会社提案に賛成、株主提案について反対として取り扱うことは、法令及び裁判例上も認められております。

日本の上場会社における取扱いとして実務上も広く採用されている極めて標準的なものです。

当社においても、賛否の意思表示がない場合の取扱いをあらかじめ決定し、その旨を議決権行使書に明記して、株主の皆様にご案内しております。

また、賛否を記載せずに議決権行使書が返送される場合は、全議案について賛否が表明されていないケースがほとんどですが、こうして議決権行使書を返送してくださる株主の皆様は、議決権行使書の作成者である当社を信任されていると考えられます。

賛否の表示のない議決権行使書を棄権扱いとすることは、せっかくご返送いただいた多くの株主の皆様のご意向に反するものであり、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

以上

株主の皆様へ

ケネディクス株式会社

インターネット等による議決権行使に当たってのお願い

インターネットによる議決権行使は、この議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降

イ. Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降又は、Adobe® Reader® Ver. 6.0以降 (画面上で参考書類等をご覧になる場合)

※Microsoft® 及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社)の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (3) インターネットの接続に、ファイアーウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。
- (4) なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能 (ポップアップブロック機能等) をご利用されている場合は、解除 (又は一時解除) のうえ、ご利用ください。

2. 議決権行使のお取り扱い

(1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

(2) インターネットによる議決権行使は、総会開催日前日の午後5時30分までに行行使されるようお願いいたします。

3. パスワードのお取り扱い

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。

パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。

(2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120(652)031

(受付時間 9:00～21:00)

(2) その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120(782)031

(受付時間 土日休日を除く 9:00～17:00)

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成25年1月1日
至 平成25年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日本銀行による金融緩和や各種経済政策を受けて消費・生産・企業収益・雇用等の各指標が改善し、デフレ脱却へ向け着実に前進しつつあります。

また、オリンピック・パラリンピックが2020年（平成32年）に東京で開催されることが決定し、不動産業に代表される内需産業の業績寄与への期待が高まったほか、米国の金融緩和政策が当面継続するとの観測に基づき年度後半にかけて株式市場がさらに活況となり、東証株価指数は年初来比51%の上昇となりました。

当社グループが属する不動産及び不動産金融業におきましては、活発な物件売買取引が行われた結果、J-REIT市場での年初来の資産取得総額は約2.2兆円となり、平成18年の2兆円弱を上回って過去最高を記録しました。また、平成25年9月に発表された同年の基準地価（都道府県地価調査）においては、三大都市圏の商業地地価が5年ぶりに上昇に転じるなど、大都市を中心とした地価の回復が見受けられます。さらにAクラスオフィスビルを中心として平均空室率の低下や平均月額賃料の反転が見られる等、本格的な市況の回復の兆しが見受けられます。

こうした中、当社グループの収益基盤を安定的かつ強固にするために、中期経営計画において、①受託資産残高（AUM）拡大による安定的な収益基盤の一層の強化、②共同投資の積極化による投資リターンの追求、③アセットマネジメント事業の強化やM&A等への対応を視野に入れた体制の整備、④平成26年12月期の決算に基づいた早期配当再開という目標を掲げました。

上記目標に基づき、i. ケネディクス不動産投資顧問株式会社が運用するケネディクス・レジデンシャル投資法人及びケネディクス・オフィス投資法人(旧称: ケネディクス不動産投資法人)の公募増資とそれに伴う資産取得や新規私募ファンドの立ち上げ等によるAUM1.2兆円の達成、ii. 共同投資を中心とした自己勘定投資やAUM 拡大等を含む当社の事業拡張に向けた戦略投資資金の確保を企図して行った当社公募増資等による178億円の資金調達、iii-1. 株式会社スペースデザインの子会社化による新たな不動産ノンアセットビジネスへの取組み、及びiii-2 ケネディクス・プライベート投資法人による新たな投資家開拓のための体制構築等、諸施策を着実に実行し、当社のビジネスは順調に拡大を続けております。

当連結会計年度において当社グループは、上記中期経営計画に基づき、オフィスビルや住宅等への共同投資を実施するとともにそれら物件のアセットマネジメント業務を受託し、変化の激しい市場の動向を迅速かつ的確にとらえながら着実に受託資産の拡充を図りました。その一方で、引き続き受託資産の売却を進めた結果、受託資産の総額は1兆2,063億円となり、前連結会計年度末比で885億円の純増となりました。

財務面につきましては、借入条件の改善等により支払利息を前年同期比1,221百万円減少(前年同期比43.9%減少)させる等、財務コストの削減及び財務体質の強化を着実に進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は前年同期比7.2%増加の22,456百万円となり、営業利益、経常利益はそれぞれ6,914百万円(前年同期比18.5%増)、4,878百万円(前年同期比109.5%増)、当期純利益は1,985百万円(前年同期は10,128百万円の当期純損失)となりました。

セグメントの業績は、以下の通りであります。

<アセットマネジメント事業>

アセットマネジメント事業につきましては、アセットマネジメントフィーが安定して推移したものの、積極的に自己勘定保有物件の売却を進めた結果、各ファンドで発生する運用報酬等のグループ間の内部取引が減少したため、営業収益が前年同期と比較して13百万円減少しました。この結果、営業収益は7,233百万円(前年同期比0.2%減)、営業利益は3,900百万円(同6.8%減)となりました。

<不動産投資事業>

不動産投資事業につきましては、棚卸資産に計上していた自己勘定保有物件の売却益や商業用不動産担保証券（Commercial Mortgage Backed Securities）の償還益等により、営業収益は9,393百万円（前年同期比65.3%増）、営業利益は2,085百万円（前年同期は782百万円の損失）となりました。

<不動産賃貸事業>

不動産賃貸事業につきましては、当第4四半期より株式会社スペースデザインが連結子会社として加わり、マスターリース賃料等新たな収益を計上しましたが、自己勘定保有物件の売却を引き続き積極的に進めたため、前年同期と比較して賃貸収入は減少しました。その結果、営業収益は6,476百万円（前年同期比27.1%減）、営業利益は1,829百万円（同42.0%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループでは、連結子会社が保有する賃貸用不動産の売却等により、当社の連結貸借対照表上の有形固定資産が2,351百万円減少しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に行った資金調達のうち、主なものは以下の通りであります。

- ① 平成25年3月26日付で、借入条件の改善を目的として、株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社三菱東京UFJ銀行をコ・アレンジャーとして、金融機関9社との間でシンジケートローン契約を締結して5,454百万円を調達し、既存借入金の借換を実施いたしました。
- ② 平成25年7月3日付で、物件取得資金の借入を目的として、連結子会社である合同会社クリーク・インベストメントがみずほ信託銀行株式会社、株式会社福岡銀行及び三菱UFJリース株式会社との間で金銭消費貸借契約を締結して8,900百万円を調達いたしました。
- ③ 平成25年7月30日付で、物件取得資金の借入を目的として、連結子会社である合同会社KRF41が株式会社三井住友銀行との間で金銭消費貸借契約を締結し、8,240百万円を調達いたしました。
- ④ 共同投資を中心とした自己勘定投資及びAUM拡大等を含む当社の事業拡張に向けた戦略投資資金の確保を目的として、平成25年9月19日を払込期日として、公募により新株式35,300,000株を発行し、17,225百万円を調達いたしました。また、あわせてオーバーアロットメントによる売出しに対応するため、平成25年9月30日を払込期日として、SMBC日興証券株式会社を引受先とする第三者割当増資を行い、新株式1,239,600株を発行し604百万円を調達いたしました。

- ⑤ 当社グループの再編の一環として、当社は連結子会社であるケネディクス・アセット・マネジメント株式会社（現ケネディクス不動産投資顧問株式会社）が有する株式会社三井住友銀行に対する借入金返済債務について平成25年7月30日付で免責的債務引受を行った上、当該借入金の再構成及び条件改善を図るため、平成25年11月29日付で同行との間で融資契約書を締結して11,200百万円を調達し、当該借入金の借換を実施いたしました。
- ⑥ 平成25年11月29日付で、運転資金の借入を目的として、三井住友信託銀行株式会社との間で金銭消費貸借契約を締結し、1,000百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度においては、ケネディクス不動産投資顧問株式会社が運用するケネディクス・レジデンシャル投資法人及びケネディクス・オフィス投資法人(旧称：ケネディクス不動産投資法人)の公募増資とそれに伴う資産取得等により受託資産残高(AUM)は1.2兆円となり、中期経営計画の達成に向けて順調に推移しております。当社グループは、このような変化を好機であると捉え、受託資産残高(AUM)成長によるフィー収入獲得機会の創出に積極的に取り組み、以下のような重点施策を推進し、本業であるアセットマネジメント事業を強化してまいります。

- ① 受託資産残高(AUM)拡大による安定的な収益基盤の強化
 - 当社関連REIT(ケネディクス・オフィス投資法人(旧称：ケネディクス不動産投資法人)、ケネディクス・レジデンシャル投資法人、ケネディクス・プライベート投資法人及び日本ロジスティクスファンド投資法人)の成長をサポート
 - 開発型ファンド、REIT向けブリッジファンド、その他私募ファンドを中心としたファンドの組成を強化
 - オペレーショナルアセット（ヘルスケア施設、商業施設、ホテル等）への取り組みを強化
- ② 共同投資の積極化による投資リターンの追求
 - エクイティ運用部による自己勘定投資の積極化及びモニタリングの強化
 - 開発型案件（物流施設、住宅、ヘルスケア施設等）への顧客投資家との共同投資
 - REIT向けブリッジファンドへの顧客投資家との共同投資
 - その他私募ファンドへの顧客投資家との共同投資
 - 共同投資とバランスのとれた当社単独投資
- ③ その他体制整備等
 - 投資家開拓チームによる顧客投資家開拓の強化
 - 国内資金による海外不動産投資のための体制構築
 - 当社株主価値増大のための戦略的な買収等

また、急速に変化していく不動産市場においては、最新の情報、最新のスキームの習得が必要であり、優秀なスタッフの充実が重要であります。そのために、従業員の士気の維持・向上に努め、継続的に優秀な人材を確保していく方針です。

金融商品取引法の施行に代表される当業界に対する規制に対しては、その動向を正確に把握し、的確で十分なコンプライアンス体制を構築してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

		第16期	第17期	第18期	第19期 (当連結会計年度)
		(平成22年12月期)	(平成23年12月期)	(平成24年12月期)	(平成25年12月期)
営業収益	(百万円)	38,589	19,486	20,957	22,456
経常利益	(百万円)	2,202	2,464	2,328	4,878
当期純利益 又は当期純損失(△)	(百万円)	△2,542	1,313	△10,128	1,985
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	△15.63	5.73	△44.20	8.29
総資産	(百万円)	206,228	190,426	126,270	148,398
純資産	(百万円)	71,147	71,435	56,071	74,341
1株当たり純資産額	(円)	262.16	265.88	221.82	268.27

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
3. 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益又は当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 又は 出資金	議決権 比率	主要な事業内容
ケネディクス不動産投資顧問(株)	百万円 100	% 100.0	不動産ファンドのアセット マネジメント事業及び不動 産投資信託の運用事業
パシフィック債権回収(株)	500	49.0	債権管理回収業に関する特 別措置法に規定する債権回 収事業
Kenedix Westwood, LLC	千米ドル 26,073	100.0	米国における不動産投資案 件の発掘及び不動産投資
(株)スペースデザイン	90	99.0	不動産に関する運営業務の 受託等

- (注) 1. グループ会社の組織再編に伴い、連結子会社であったケネディクス・アドバイザーズ(株)は、平成25年10月1日付で、同じく連結子会社であったケネディクス・アセット・マネジメント(株)を吸収合併いたしました。その後、当社は、同日付で、ケネディクス・アドバイザーズ(株)の投資助言契約に基づく事業を吸収分割いたしました。
2. 上記1. に続き、連結子会社であるケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ(株)は、同日付で、ケネディクス・アドバイザーズ(株)及びケネディクス・オフィス・パートナーズ(株)を吸収合併し、ケネディクス不動産投資顧問(株)に商号変更いたしました。
3. パシフィック債権回収(株)は、当社の議決権は49.0%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。
4. (株)スペースデザインは、平成25年10月16日付で当社が発行済株式の99%を取得いたしました。

当社グループの連結子会社は37社、持分法適用会社は20社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業は、顧客である不動産投資家に投資機会や運用・管理サービス、投資リターンを提供するアセットマネジメント事業、共同投資等による自己勘定投資を通じて、ファンド組成を円滑に行うための不動産一時保有や、ファンドへのセიმポート投資、債権投資等を行う不動産投資事業、主に不動産の自己長期保有を通して賃貸収益を得る不動産賃貸事業で構成されております。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本社 : 東京都港区
日本橋兜町事務所 : 東京都中央区
大阪営業所 : 大阪府大阪市中央区

② 子会社の主要な事業所

名称	事業所	所在地
ケネディクス不動産投資顧問(株)	本社	東京都中央区
パシフィック債権回収(株)	本社	東京都千代田区
(株)スペースデザイン	本社	東京都港区

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数(名)
アセットマネジメント事業	133
不動産投資事業	2
不動産賃貸事業	55
全社(共通)	39
合計	229

(注) 使用人数については、就業人員を記載しており、受入出向者数を含めております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名	52名増	40.4歳	5.6年

(注) 使用人数については、就業人員を記載しており、受入出向者数を含めております。

使用人数の増加は主に組織再編によるものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
(株) 三井住友銀行	27,118
(株) 関西アーバン銀行	7,266
メットライフアリコ生命保険(株)	5,630
みずほ信託銀行(株)	3,965
(株) 東京スター銀行	3,287
(株) 三重銀行	3,066
(株) 福岡銀行	2,973
(株) 三菱東京UFJ銀行	2,588
三菱UFJリース(株)	2,015
(株) オリックス銀行	1,928

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 350,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 265,658,200株

(3) 株 主 数 59,564名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	12,136,150株	4.57%
日本証券金融株式会社	9,779,000株	3.68%
セントラル短資株式会社	9,400,000株	3.54%
楽天証券株式会社	7,210,800株	2.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,230,200株	2.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,346,900株	2.01%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	5,221,200株	1.97%
SIX SIS LTD.	4,517,500株	1.70%
大和証券株式会社	3,925,500株	1.48%
マネックス証券株式会社	3,432,100株	1.29%

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成25年7月1日付にて実施した株式分割（1株を100株に分割）に伴い、発行可能株式総数は346,500,000株増加し、発行済株式総数は226,827,414株増加しました。
- ② 平成25年9月19日を払込期日として、公募により新株式を発行し、発行済株式総数は35,300,000株増加しました。
- ③ 平成25年9月30日を払込期日として、第三者割当増資を行い、発行済株式総数は1,239,600株増加しました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成25年4月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件 平成25年度を初年度とする3カ年の中期経営計画における一定の事項（配当実施及び受託資産残高）の達成を行使の条件とする。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年5月17日から平成31年5月16日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有人数
取締役(社外取締役を除く)	566個	普通株式56,600株	3人

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の概要

平成25年4月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件 平成25年度を初年度とする3カ年の中期経営計画における一定の事項（配当実施及び受託資産残高）の達成を行使の条件とする。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年5月17日から平成31年5月16日まで
- ⑤ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	2,012個	普通株式201,200株	45人

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成25年7月1日付の単元株式制度の採用に伴い、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株（1単元）となっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成25年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川 島 敦	(株)スペースデザイン 代表取締役
代表取締役社長	宮 島 大 祐	
取 締 役	吉 川 泰 司	総務・人事部、財務・経理部及び業務統括部 管掌 (株)シー・アンド・ケー 代表取締役
取 締 役	植 松 丘	国立大学法人政策研究大学院大学 客員教授 学校法人日本大学大学院 非常勤講師 公益社団法人日本不動産学会 常務理事 学校法人大阪経済大学 客員教授
取 締 役	塩 澤 修 平	慶應義塾大学経済学部 教授
取 締 役	市 川 康 生	
監査役（常勤）	濱 口 治 孝	
監査役（常勤）	林 仁 治	ケネディクス不動産投資顧問(株) 監査役
監 査 役	菅 野 慎太郎	公認会計士菅野慎太郎事務所 代表 ケネディクス不動産投資顧問(株) 社外監査役
監 査 役	舩 橋 晴 雄	シリウス・インスティテュート(株) 代表取締役 ケネディクス不動産投資顧問(株) 社外監査役 イーピーエス(株) 社外監査役 鴻池運輸(株) 社外監査役 (株)パソナグループ 社外監査役 第一生命保険(株) 社外取締役 (株)モリモト 社外取締役

- (注) 1. 平成25年3月27日開催の定時株主総会で市川康生が取締役に選任されました。
2. 取締役植松丘、塩澤修平及び市川康生は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、当社は取締役植松丘及び塩澤修平を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
3. 監査役菅野慎太郎及び舩橋晴雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
また、当社は監査役菅野慎太郎及び舩橋晴雄を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
4. 監査役菅野慎太郎は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は以下の通りであります。
- | | |
|-----------------|-------|
| 執行役員（戦略投資部長） | 池田 総司 |
| 執行役員（経営企画部長） | 田島 正彦 |
| 執行役員（ファンド運用本部長） | 片山 慶三 |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	取締役		監査役	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬	6名	240百万円	4名	29百万円

(注) 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社が競争力あるアセットマネジメント会社として持続的な成長を続け、株主価値を増大するためには、当社の成長に貢献できる優秀な人材を継続的に確保していくことが極めて重要であると考えます。その観点から、経営陣に関する報酬については、以下の3つの点に基づいた報酬の方針を持っております。

(1)株主との利益の一致

(2)会社及び個人の業績の反映

(3)ゴーイングコンサーンとしての企業形態の維持発展への貢献

そのような観点から、当社の取締役の報酬につきましては、役員としての職責を果たすことに対する基本報酬としての固定枠と、当社の業績を反映させた変動枠とで構成しております。

1. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月27日開催の第12回定時株主総会、平成23年3月29日開催の第16回定時株主総会及び平成25年3月27日開催の第18回定時株主総会の決議により、年額200百万円以内（うち、社外取締役分を200百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分を含めない。）と定めた固定枠と、前事業年度の連結当期純利益の3%以内と定めた変動枠との合計額であります。
2. 固定枠の額の範囲内で割り当てる株式報酬型ストックオプションは中期経営計画の達成を行使条件としており、割当対象者に社外取締役は含まれません。また、業績に連動する変動枠の支給対象者にも社外取締役は含まれません。
3. 取締役に対する報酬等には、平成25年3月27日開催の第18回定時株主総会決議に基づき、固定枠の額の範囲内で取締役3名に割り当てた株式報酬型ストックオプションの報酬額38百万円、変動枠の報酬額50百万円を含んでおります。
4. 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 監査役の報酬限度額は、年額50百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役菅野慎太郎氏は、公認会計士菅野慎太郎事務所の代表及び当社の子会社ケネディクス不動産投資顧問株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と公認会計士菅野慎太郎事務所との間に特別な利害関係はありません。

監査役船橋晴雄氏は、シリウス・インスティテュート株式会社の代表取締役であり、当社の子会社ケネディクス不動産投資顧問株式会社の社外監査役を兼務しております。また、イーピーエス株式会社、鴻池運輸株式会社、株式会社パソナグループの社外監査役、第一生命保険株式会社及び株式会社モリモトの社外取締役を兼務しております。当社とシリウス・インスティテュート株式会社、イーピーエス株式会社、鴻池運輸株式会社、株式会社パソナグループ及び株式会社モリモトとの間に特別な利害関係はありません。

なお、当社は第一生命保険株式会社と保険取引があるほか、同社の株式を保有しております。同社との保険取引は、平成26年3月に満期となる利差配当付定期保険で、その年間支払い保険料は3,048,000円です。また、同社株式は保険契約者に割当てられた同社普通株式900株（9単元）であります。

② 社外役員の名な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	植松 丘 【取締役会出席率 97%】	当事業年度中に開催された取締役会29回中28回に出席し、不動産証券化業界における豊富な実務経験と専門的な知識に基づき、独立役員としての立場から、特にコーポレート・ガバナンスの観点を重視した助言・提言を行っております。
	塩澤 修平 【取締役会出席率 97%】	当事業年度中に開催された取締役会29回中28回に出席し、経済学部教授としての豊富な知識と経験に基づき、独立役員としての立場から、株主を重視した企業経営のありかたについて、取締役を監督する観点での助言・提言を行っております。
	市川 康生 【取締役会出席率100%】	在任期間中に開催された23回の取締役会すべてに出席し、金融、建設・不動産業界における豊富な実務経験と経営者としての見識を当社の経営に活かし、株主価値を高めるための助言を行っております。
監査役	菅野 慎太郎 【取締役会出席率 97%】 【監査役会出席率100%】	当事業年度に開催された7回すべての監査役会及び当事業年度に開催された取締役会29回中28回に出席し、公認会計士としての豊富な知識と経験を持つ独立役員として、財務、経理、税務及び内部統制分野を中心に取締役の業務執行を管理監督する観点での助言・提言を行っております。
	船橋 晴雄 【取締役会出席率 76%】 【監査役会出席率 86%】	当事業年度に開催された監査役会7回中6回及び当事業年度に開催された取締役会29回中22回に出席し、行政機関における経験や企業倫理・経済理論の専門的な知識に基づき独立役員としてコーポレート・ガバナンスを重視した観点での助言・提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員との間で任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる旨を定める責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次の通りであります。

- (イ) 社外役員が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- (ロ) 上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④ 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外取締役及び監査役	5名	35百万円

(注) 上記報酬等の額には、社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受領した報酬等の総額6百万円を含みます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社であるパシフィック債権回収(株)と(株)スペースデザインは、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の他、取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案といたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制についての当社の決定の概要は、以下の通りであります。

(最終改訂：平成26年1月14日)

① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (イ) コンプライアンスを経営の基本と位置づけ、コンプライアンス・マニュアル、企業倫理方針をはじめとする関連規程を整備し、役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (ロ) その徹底を図るため、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス・オフィサーのもと、コンプライアンス部及び部門長は各部門においてコンプライアンス研修を随時実施する。
- (ハ) 内部監査部門は、コンプライアンス・オフィサーと連携の上、コンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- (ニ) 法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・オフィサーが運営する内部通報制度を設置する。
- (ホ) 金融商品取引法その他関係法令への適合を目的とし、内部統制に係る仕組みの構築を行い、法令及び定款等違反を未然に防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (イ) 文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、適切に保存しかつ管理する。
- (ロ) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則第100条第1項第2号)
- (イ) ビジネスリスク対応方針を定め、当社におけるリスク管理に関する主幹部門を業務統括部とし、リスクの顕在化防止、危機への対応、及び損失の最小化を図る。また、各部門の部門長を管掌部門のリスク管理責任者とし、担当業務に係る適切なリスク管理を行い、危機発生の回避及び危機管理に努める。
 - (ロ) 事故、災害、情報セキュリティに係るリスクについては、総務・人事部を主幹部門とし、研修の実施等を通じて事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - (ハ) 内部監査部門は、業務統括部におけるリスクのモニタリング体制を随時監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- (イ) 取締役会は、経営計画を定め、これを毎年見直して事業部門毎の業績目標と予算を策定する。また月次業績の取締役会報告を受け、予算進捗の検証により、効率的な経営管理を行う。
 - (ロ) 組織規程に基づき、適正かつ効率的な業務の執行体制を整備する。また、執行役員制度を引続き堅持し、経営の意思決定の迅速化を図りながら業務執行機能の強化を行う。
- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- (イ) 当社及びグループ各社における内部統制の整備に対する責任を明確にするため、当社のコンプライアンス担当取締役をグループ・コンプライアンス・オフィサーに任命する。
 - (ロ) 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を各社の責任者及び内部統制担当部署に報告する。
 - (ハ) グループ各社の内部統制担当部署は、上記報告に基づき必要に応じて、内部統制の改善策の指導、助言を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号及び第2号)
- (イ) 監査役は、内部監査部門所属の職員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - (ロ) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員（以下「監査役補助者」という。）は、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - (ハ) 監査役補助者の人事考課及び異動については、人事担当取締役が常勤監査役に報告し、了承を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号及び第4号)
- (イ) 取締役及び使用人は、監査役に対し毎月の経営状況に加え、当社及びグループ各社の業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施結果、内部通報制度による通報状況等をすみやかに報告する体制を整備する。
 - (ロ) 取締役及び使用人は、監査役が当社及びグループ各社の業況につき報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。
 - (ハ) 常勤監査役ないし監査役会は代表取締役社長との間で、業務執行状況等の確認のため、定期的に意見交換を行うことができるものとする。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (イ) 当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害する反社会的勢力との関係を遮断し、それら勢力には全役職員が一丸となり組織的に対応する。
 - (ロ) 当社における反社会的勢力排除に係る主幹部門をコンプライアンス部とし、マニュアルの整備、社内研修、情報収集等の実施により、反社会的勢力との関係を未然に防止する。
 - (ハ) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、不当要求防止責任者を中心に、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度でこれを排除する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	49,763	流動負債	13,253
現金及び預金	25,795	営業未払金	594
信託預金	1,103	短期借入金	3,541
有価証券	5,000	1年内返済予定の長期借入金	7,211
営業未収入金	1,079	1年内償還予定の社債	19
販売用不動産	14,950	未払法人税等	156
買取債権	353	その他	1,729
未収還付法人税等	169	固定負債	60,803
繰延税金資産	156	社 債	2,909
その他	1,243	長期借入金	52,344
貸倒引当金	△87	繰延税金負債	1,389
固定資産	98,635	退職給付引当金	107
有形固定資産	78,586	長期預り敷金	3,701
建物及び構築物	28,408	その他	351
土地	49,941	負債合計	74,056
その他	235	純 資 産 の 部	
無形固定資産	3,338	株主資本	71,128
のれん	412	資 本 金	40,237
借地権	2,861	資本剰余金	40,496
その他	63	利益剰余金	△9,605
投資その他の資産	16,710	その他の包括利益累計額	140
投資有価証券	11,889	その他有価証券評価差額金	398
出 資 金	461	為替換算調整勘定	△257
長期貸付金	548	新株予約権	44
繰延税金資産	63	少数株主持分	3,028
その他	3,984	純資産合計	74,341
貸倒引当金	△236	負債及び純資産合計	148,398
資産合計	148,398		

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(自 平成25年1月1日
至 平成25年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		22,456
営業原価		11,378
営業総利益		11,077
販売費及び一般管理費		4,162
営業利益		6,914
営業外収益		
受取利息	26	
消費税等簡易課税差額収入	5	
為替差益	61	
持分法による投資利益	87	
その他	94	275
営業外費用		
支払利息	1,561	
支払手数料	563	
株式交付費	182	
その他	4	2,312
経常利益		4,878
特別利益		
固定資産売却益	144	
その他	2	146
特別損失		
投資有価証券売却損	241	
投資有価証券評価損	2	
固定資産売却損	1,855	
事務所移転費用	132	
減損	48	
その他	11	2,291
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		2,734
匿名組合損益分配額	△0	△0
税金等調整前当期純利益		2,734
法人税、住民税及び事業税	646	
法人税等調整額	72	718
少数株主損益調整前当期純利益		2,015
少数株主利益		29
当期純利益		1,985

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年1月1日
至 平成25年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	31,322	31,581	△11,593	51,310
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	—	—	1,985	1,985
新 株 の 発 行	8,915	8,915	—	17,830
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	8,915	8,915	1,987	19,818
当 期 末 残 高	40,237	40,496	△9,605	71,128

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	少 数 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△57	△429	△486	—	5,247	56,071
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	1,985
新 株 の 発 行	—	—	—	—	—	17,830
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	455	171	627	44	△2,219	△1,547
当 期 変 動 額 合 計	455	171	627	44	△2,219	18,270
当 期 末 残 高	398	△257	140	44	3,028	74,341

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

貸 借 対 照 表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	31,033	流 動 負 債	10,896
現金及び預金	18,171	営業未払金	100
有価証券	5,000	短期借入金	3,541
営業未収入金	671	1年内返済予定の長期借入金	6,685
販売用不動産出資金	811	未払金	60
前払費用	87	未払費用	129
未収還付法人税等	125	未払法人税等	58
関係会社短期貸付金	5,366	預り金	165
その他	852	その他	154
貸倒引当金	△51	固 定 負 債	24,888
固 定 資 産	73,958	長期借入金	24,512
有 形 固 定 資 産	163	退職給付引当金	107
建物	94	その他	268
工具、器具及び備品	58	負 債 合 計	35,784
リース資産	10	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	24	株 主 資 本	69,019
ソフトウェア	10	資本金	40,237
リース資産	13	資本剰余金	40,496
その他	0	資本準備金	40,496
投資その他の資産	73,770	利益剰余金	△11,714
投資有価証券	7,884	その他利益剰余金	△11,714
関係会社株式	8,132	繰越利益剰余金	△11,714
その他の関係会社有価証券	46,869	評価・換算差額等	143
出資金	418	その他有価証券評価差額金	143
関係会社長期貸付金	11,618	新 株 予 約 権	44
その他	1,608	純 資 産 合 計	69,207
貸倒引当金	△2,761	負 債 及 び 純 資 産 合 計	104,992
資 産 合 計	104,992		

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(自 平成25年1月1日)
(至 平成25年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
アセットマネジメント事業収益	2,696	
不動産投資事業収益	1,099	
不動産賃貸事業収益	1,336	5,132
営業原価		
アセットマネジメント事業原価	276	
不動産投資事業原価	292	
不動産賃貸事業原価	2,420	2,990
営業利益		2,142
販売費及び一般管理費		1,980
営業外収益		162
受取利息	528	
受取配当金	78	
その他	85	692
営業外費用		
支払倒引当金繰入	753	
支払手数料	372	
株式交付	143	
その他	182	
の	0	1,452
経常損失(△)		△597
特別利益		
抱合せ株式の消滅差益	1,577	
その他	47	1,625
特別損失		
投資有価証券評価損	12	
関係会社株式評価損	3,376	
債権引受損失	12,947	
債務所移転費	77	
その他	243	16,658
税引前当期純損失(△)		△15,631
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	8	11
当期純損失(△)		△15,642

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成25年1月1日
至 平成25年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	31,322	31,581	3,928		66,831	
当 期 変 動 額						
当期純損失(△)	-	-	△15,642		△15,642	
新株の発行	8,915	8,915	-		17,830	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-		-	
当期変動額合計	8,915	8,915	△15,642		2,187	
当 期 末 残 高	40,237	40,496	△11,714		69,019	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△112	△112	-	66,718
当 期 変 動 額				
当期純損失(△)	-	-	-	△15,642
新株の発行	-	-	-	17,830
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	256	256	44	300
当期変動額合計	256	256	44	2,488
当 期 末 残 高	143	143	44	69,207

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月18日

ケネディクス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 金野栄太郎 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 山田嗣也 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 太田裕士 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケネディクス株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケネディクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 2月18日

ケネディクス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 金野栄太郎 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 山田嗣也 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 太田裕士 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケネディクス株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月25日

ケネディクス株式会社 監査役会

監査役(常勤) 濱口 治 孝 ㊟

監査役(常勤) 林 仁 治 ㊟

監査役 菅野 慎太郎 ㊟

監査役 船橋 晴雄 ㊟

(注) 監査役菅野慎太郎及び監査役船橋晴雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7



最寄駅 JR線（山手線・京浜東北線）有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩1分
東京メトロ有楽町線 有楽町駅 D5出口より徒歩1分※
※地下通路で東京国際フォーラム地下1階と連絡しております。

JR線東京駅丸の内南口（徒歩5分）、東京メトロ日比谷線日比谷駅（徒歩5分）、都営地下鉄三田線日比谷駅（徒歩5分）からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。